

矢板市家庭のゼロカーボン推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市家庭のゼロカーボン推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、脱炭素社会の実現及び災害に強いまちづくりを推進するため、再生可能エネルギー及び省エネルギー設備並びにクリーンエネルギー自動車の導入を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を受けて発電する設備であって、当該設備が設置される住宅において発電した電力を消費できる設備をいう。
- (2) 定置型蓄電池 太陽光発電設備で発電した電力を充電でき、かつ、当該設備が設置される住宅に電気を供給できる設備をいう。
- (3) 木質バイオマス熱利用設備 木材の伐採、加工等によるチップ、ペレット、薪等を燃焼して暖房や給湯などに利用できる設備で、二次燃焼等により排煙を減少させる機能を有するもの又は燃焼効率が70%以上のものをいう。
- (4) クリーンエネルギー自動車 自家用の電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車で、申請者本人が所有者である車両（割賦購入により代金完済後に所有者になる車両を含む。）をいう。
- (5) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動する電動機のみを原

動機として搭載し、内燃機関を使用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

(6) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

(7) V2H充放電設備 太陽光発電設備と接続し、クリーンエネルギー自動車に充電でき、かつ、当該クリーンエネルギー自動車から住宅に電気を供給できる設備をいう。

(8) 導入設備 第7条の規定による交付決定通知の日以降に取得するもの（稼働に直接必要な附帯設備を含む。）で、自己で所有する矢板市内の土地、建物等に据え付けるもの（クリーンエネルギー自動車を除く。）をいう。

(9) 導入費用 導入設備及びその稼働に直接必要な工事に要する費用（他の補助事業を活用する場合は、当該交付額を除いた額）をいう。

（交付対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 矢板市に住民登録のある個人であること。

(2) 申請者本人が市税を完納していること。

(3) 定置型蓄電池及びV2H充放電設備においては、太陽光発電設備が既に設置されている、又は、太陽光発電設備と同一年度内に設置されること。

(4) 導入設備は新品（クリーンエネルギー自動車にあつては、道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録を受ける自動車）であること。

(5) 第12条の2の規定による権利の帰属について同意すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 導入設備の見積書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の書類を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適当であると認めたときは、補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けた後、次に掲げる場合に該当するときは、遅延なく、補助事業等計画変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金に要する予算を変更するとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、補助金等変更交付決定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 導入設備に係る契約書の写し
- (3) 導入設備に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（実績報告の省略）

第10条 補助金の実績報告書の提出は、第9条各号の書類の提出により設備導入の事実を明らかにすることをもって、これに代えることができる。ただし、市長が必要と認める場合は、実績報告書の提出を求めることができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次のいずれかに該当したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付された条件、法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業により取得した導入設備については、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、及びその効率的な運用を図らなければならない

い。

2 補助事業者は、補助事業により取得した導入設備を市長の承認を受けずに、補助事業の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該設備の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合並びに天災その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの場合は、この限りではない。

3 前項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数とする。
（温室効果ガス削減量に係る権利の帰属）

第12条の2 補助事業により取得した導入設備から算定される温室効果ガス削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガスの排出の量の削減等に相当するものをいう。）に係る環境価値その他これに類する権利については、市に帰属するものとする。
（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助の種類	補助金の額	上限額
①太陽光発電設備	発電出力1kWにつき1万5千円	5万円
②定置型蓄電池	蓄電容量1kWhにつき2万円	10万円
③木質バイオマス熱利用設備	導入費用の10分の3以内	15万円
④クリーンエネルギー自動車	1台につき10万円	定額
⑤V2H充放電設備	導入費用の10分の4以内	10万円